



平成 29 年度 西東京市一店逸品事業 第 5 弾「サービス・ものづくりの逸品」を募集!!

平成 24 年度よりスタートし、これまで 110 品を逸品として認定してきた一店逸品事業。平成 29 年度は、第 5 弾として「サービス・ものづくりの逸品」をテーマとして募集いたします。

(前々回のサービス・ものづくり・こだわりの自慢の逸品認定品の再度の申し込みも可能です)

☆募集内容

市内の飲食関係(食品販売含)以外の事業を営む商店・事業所から、その店ならではの自慢の逸品を募集します。応募頂いた逸品を選考委員会において選考基準を基に審査を行い、その後、運営委員会で逸品として認定します。認定された逸品は、一店逸品事業専用ホームページや冊子を作成し広く PR に努めます。

平成 29 年度
対象の逸品の例

サービス業・物品販売業・ものづくり業 等より

その店ならではの手作りやオリジナル性の高い商品を提供している。

その店ならではのサービスを提供している。

その店ならではの技術力を提供している。

☆参加基準

1. 自店(社)ならではの自慢できるこだわりの逸品があること。
2. 応募した逸品を安定的に供給し続けることができること。
3. 逸品活動に則した販売活動・店舗管理・品揃えができること。
4. 一店逸品事業にかかる活動に協力できること。
5. 西東京商工会の会員であること。(事業参加と同時に加入でも構いません)
6. 税金の滞納がないこと。
7. 西東京市内に逸品を提供する拠点を有すること。

☆申込方法

裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、商工会へお申し込みください。

☆申込締切

平成 29 年 10 月 27 日(金) 必着

☆参加費

無料

☆注意事項

- ・選考委員会による選考の結果落選する場合がございます。選考では「その店ならではの逸品であるか」、「店主のこだわりや熱意が感じられるか」「店舗の雰囲気や管理に力を入れているか」に重点を置き、参加申込書、逸品および店舗の確認、体験等により、西東京市の一店逸品事業に参加する店としてふさわしいかを確認させていただきます。

(※申し込みいただいた内容を確認するため、選考委員がお店に伺います)

- ・選考の際に、逸品のサンプルや体験等のご協力をお願いさせていただきます。
- ・申込み内容に虚偽があった場合、一店逸品の認定は取り消しになります。

※問合せ：西東京商工会(西東京南町 5-6-18-3F) ☎ 042-461-4573 (担当・池田・大口)

◆不明な点は、ご相談ください。経営指導員、中小企業診断士がサポートします。

平成29年度

西東京商工会 一店逸品事業 参加申込書

【店舗情報】

店名・事業所名	
住 所	
氏 名	
電 話 / FAX	
営業時間／定休日	

【逸品の内容】

商品名・サービス名 技術名 等	
アピールポイント	
	※逸品が確認できる写真・資料がありましたら、添付して下さい。
販売・提供価格	

税金の滞納について	<input type="checkbox"/> 滞納がないことを確約します
西東京商工会の会員	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員だが西東京商工会に加入します
販売・提供の拠点	<input type="checkbox"/> 市内に逸品を提供する店舗・事業所があります
一店逸品事業への 協力	<input type="checkbox"/> 選考時の対応および認定後の一店逸品事業に関する、 調査・イベント・広報活動等に協力します
広報活動の協力	<input type="checkbox"/> 逸品・店舗(内・外)・店主(スタッフ)の写真提供に同意します

本事業の申し込みに際し、参加基準を満たしていることを申告いたします。

氏 名

印